

議案第62号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------------------------|----------------------------|-----|--------------------------------|----------------------------|-----|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 名称 | 位置 | 定員 | 名称 | 位置 | 定員 |
| [略] | | | [略] | | |
| <u>さいたま市立</u> <u>大東保育園</u> | さいたま市浦和区 大東2丁目18番 7号 | [略] | <u>さいたま市立</u> <u>下木崎保育園</u> | さいたま市浦和区 木崎1丁目5番3 2号 | [略] |
| [略] | | | [略] | | |

附 則

この条例は、平成29年3月21日から施行する。